

パネルディスカッション

「被害者が望む支援のために～第4次犯罪被害者等基本計画～」

コーディネーター：大岡 由佳氏 武庫川女子大学准教授

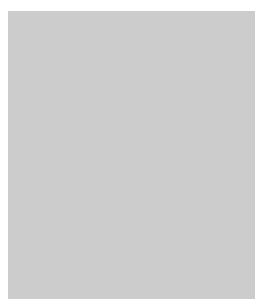
パネリスト：飛鳥井 望氏 被害者支援都民センター理事長

井上 尚美氏 大阪被害者支援アドボカシーセンター支援総括責任者

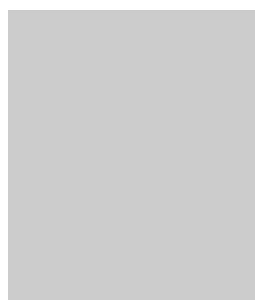
西連寺 義和氏 警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）



今年スタートした第4次犯罪被害者等基本計画の基本方針で関心があるのは、と全国被害者ネットワークが加盟団体にアンケートすると「途切れることのない支援」「個々の事情に応じた適切な支援」がともに34%と最も高いものでした。そこで、パネルディスカッションのコーディネーター役を務める武庫川女子大学准教授の大岡さんは、討論のテーマとして「地方公共団体における支援のための連携」「潜在化しやすい被害者に配慮した支援」を挙げ、いかにつなぎ目のない支援体制をつくっていくか、適切な対応や支援とは何か、を巡って議論していくことになりました。



大岡 由佳様



飛鳥井 望様

第4次基本計画の策定作業に携わった警察庁の西連寺さんは、基本計画の中で地方公共団体の中長期的な支援が課題の一つとなり、「身近な自治体による生活支援が重要なポイントとされました」と説明しました。しかし、支援を目的とした特化条例を制定している市区町村は全体の2割程度にとどまっていて、基本計画に制定を加速させる施策を盛り込んだということ

です。これまでに全国の自治体の支援窓口は設けられてきました。しかし、被害者支援都民センターの飛鳥井さんは、小さな市区町村では「なかなか活性化していかない」と指摘しました。事案が少なく経験値が上がらない、人事異動もあり、人材育成を叫んでも条件が整わない。そこで東京都は育成よりバックアップに重点を置いた、と飛鳥井さんはいいます。都の専門コーディネーターが助言や事例を検討し、実際の相談にのる、一緒にケア会議を開いたりもする。「基礎自治体の職員の人たちを支えていくことが大事」であり、それが窓口強化になると飛鳥井さんは考えています。

大阪被害者支援アドボカシーセンターの井上さんは、センターと地方公共団体とのつなぎ目のない支援体制の場として「被害者支援調整会議」がつけられたと説明しました。「オールおおさか被害者サポート」と呼ばれ、府・府警・センターを中心に被害者が居住する市町村のほか、事案によって社会福祉協議会、教育委員会、弁護士などが参加します。被害者の同意を得れば、事件直後から早期援助が可能で、心情や状況を理解した市町村の担当者がワンストップで対応するので、被害者の負担が大きく減るといいます。

ただ、こうした地方公共団体と支援センターの連携は、一昨年の全国調査によると2～3割にとどまっています。調査結果を示した大岡さんは「まだまだ」と指摘する一方で、「伸び代があるという状況」とあえて前向きなコメントを加えました。

連携を図る取組の共有が大切ということで、西連寺さんが事例を紹介しました。横浜市では毎年、関係機関の実務者で事例検討会や研修会を開き、共通支援ツールを作ってグループで検討するなどして、顔の見える関係づくりを進めています。その結果、警察や弁護士、支援センター、区役所といった関係機関から市の窓口につながる支援が増えたといっています。また、三重県では、業務委託で支援団体にコーディネーターを配置して基礎自

自治体との連携、窓口の強化を図っているということです。

ここで大岡さんが専門職の必要性を提起しました。被害者の精神的、身体的な被害を回復、軽減するために専門職が求められています。自治体によって人的資源にばらつきがあり、都市と地方では差があるといえます。

西連寺さんによると、全国の自治体で専門職を窓口配置しているのは、今年4月現在で都道府県のうち11、6政令指定都市、89市区町村。なかなか進まないのは、人材確保の難しさ、財政難の問題が考えられるとの見方を示しました。福祉系の専門職が比較的多いとはいえ大半が兼務で、被害者支援の専任は限られているといえます。専門職配置が難しい基礎自治体には、府県の専門職によるバックアップや研修などの取組があるといえます。

一方、都民センターでは総合相談窓口の専門職を充実させ、法的支援の面では精通弁護士と顔の見える関係のネットワークができていて、と飛鳥井さんは現状を話しました。当初、心理師は2人でしたが、相談員と同じオフィスで情報を共有し、週1回の事例検討会を開くなどして支援の質を高めてきたそうです。いま心理職は

8人を数え、「ここまでくるのに10年以上かかりました」と充実させるまでに時間がかかることを指摘しました。

アドボカシーセンターでは「財政的な余裕がなくて、専門職の支援員を雇用できません」と、井上さんは率直に実情を話しました。スタート

当時から支援や人脈を通じてセンターの活動に理解を深めた専門職に支援員として登録、協力してもらっているといいます。現在、臨床心理士や社会福祉士ら9人の専門支援員がいて、事案ごとに精通した専門支援員がカウンセリングするほか、センターの担当員や責任者と一緒に支援の方向性を検討しています。「支援センターの支援を、より客観的に見直すことができおります」と専門職の存在の重要性を強調しました。

京都アニメーション事件のような大規模事案が発生した時に、どんな連携が求められるのかという問題にも議論が及びました。大岡さんは、大規模事案の支援を想定した条例は多くないと思われ、被害者の居住地がばらばらであれば自治体によって支援が受けられないこともあり得る。あらかじめ大規模事案のスキームを作っておかないと緊急時に対応できないと指摘します。

東京都では大規模事案の支援体制を条例に盛り込んでおり、飛鳥井さんは「災害対策の延長では足りない」と条例の意義を強調します。犯罪被害者支援連絡会を中心に関係機関の役割分担、対応マニュアルをつくると

もに、「大事なことは、まず要望の把握です」と強調しました。付き添いやカウンセリング、経済支援などの問題が一挙に出てくるので、どういう支援がどの程度必要かを考え、早期からの支援体制を組むといえます。こうしたスキームを平時の段階で作る、すでに覚書を交わしていると報告しました。

全国被害者支援ネットワークでは以前から加盟する支援センターが連絡を取り合いながら支援を分担することになっていることを井上さんが説明し、「共同支援と呼ばれ、すでに踏み出しています」と話しました。被害者に役立つにはセンター間の綿密な情報供給、連絡体制が整っていることが大切といえます。しかし、個人情報の壁もあって難しい場合があり、全ての都道府県に大規模事案が組み込まれた条例が制定されることを期待しました。

最後に、性暴力や児童虐待、障がい者虐待などを受けた、潜在化しやすい被害者への支援について話し合われました。

西連寺さんの報告によると、性被害は約24人に1人が経験し、女性では約14人に1人に上ります(内閣府調査)。児童虐待のほかにも、児童ポルノなど子どもの性被害が増加傾向にあるということです。精神的ダメージや加害者との関係から被害申告をためらい、障がいのため伝達が難しいと

いった問題が指摘されました。

都民センターの飛鳥井さんは、ワンストップ支援だけでは漏れてしまうので、多様な相談方法の提供を考えているといえます。産婦人科や精神科との協力といった取組を始めていますが、「学校との連携がどうしても一つの壁になりがち」と悩みも明かしました。

井上さんは、支援センターでの被害児童・生徒への支援の実例を紹介しました。生徒から性被害を打ち明けられた養護教諭だけでなく、担任や学年主任、教頭が参加してケース会議を開いたといい、学校全体でサポートすることが願いと話しました。養護教員を目指す学生が支援センターで研修を受け、その受講が必須単位になっているといい、学校と連携したサポートが増えていくのではと展望しました。

西連寺さんからは、基本計画でも教育委員会の連携・協力先に早期援助団体が新たに明記されたことが紹介されました。一方で、大岡さんは家族・親族が加害者の場合、支援の枠組みに十分入っていないと指摘した上で、被害者支援にはまだ課題が多く、これから連携をさらに強化していくことが求められるとしました。